

横浜ベイサイドヨット倶楽部会則

2005年7月10日

2008年5月25日一部改訂

2009年4月26日一部改訂

2010年5月16日一部改訂

2011年5月16日一部改訂

2017年4月1日一部改訂

- 1 -

横浜ベイサイドヨット倶楽部会則

2005年7月10日

第1章 総則

第1条 名称

この倶楽部は横浜ベイサイドヨット倶楽部、英字では「**YOKOHAMA BAYSIDE YACHT CLUB**」と称する。(以下「倶楽部」「会」又は「YBYC」と言う)

第2条 所在地

倶楽部は主たる活動の本拠を神奈川県横浜市金沢区白帆6番地「横浜ベイサイドマリーナ」に置く。

第3条 目的

倶楽部はセイリングを通して会員のシーマンシップの向上及び会員相互の親睦を図る事を目的とする。

第4条 事業

倶楽部は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 海洋知識、帆走技術、整備及び安全に関する講習会等の開催。
2. クルージングの推進。
3. クラブレースの開催及びその他のヨットレースへの協力。
4. 国内・外のヨットクラブとの交流。
5. 横浜市地域の児童・生徒始め一般社会人を対象としたセイリングスクールの開催。
6. 会員相互の親睦の為の行事。
7. その他、倶楽部の目的を達成する為に必要な事項。

第2章 会員

第5条 入会申し込みの資格

次の条件を満たすセイリングヨット(SY)・パワーボート(PB)のオーナー又はそのセイリングヨット(SY)・パワーボート(PB)のオーナーが認める、その艇に所属する者

1. 横浜ベイサイドマリーナに契約し管理され、ボート保険に加入している総ての艇とする。

-2-

第6条 会員の種類

会員の種類は次のとおりとする。

1. 代表会員：個人又は法人が所有する(又は使用している)セイリングヨット(SY)・パワーボート(PB)のオーナー(共同オーナーの代表を含む)又はそのセイリングヨット(SY)・パワーボート(PB)を代表するもの。

2. クルー会員：オーナー又は代表者が認める、その艇に所属する乗員のもの。
3. 特別会員：その他、総会で認められたもの。

第7条 会員の義務

倶楽部の目的を達成するため会員としての義務を次のとおりとする。

1. 会費を納入すること（特別会員を除く）。
2. 倶楽部の目的に沿った行動をとること。
3. 倶楽部の行事には積極的に参加すること。
4. 安全とマナーを遵守すること。

第8条 入会手続き

入会を希望する者は、所定の事項を記入した入会申込書を会長に提出し役員会の承認を得た後、入会金及び当該年度の年会費を納入し会員となることが出来る。

（特別会員を除く）。

なお、下半期（10月1日）以降より入会を希望する者は、所定の事項を記入した入会申込書を会長に提出し役員会の承認を得た後、入会金及び当該年度の年会費の半額を納入し会員となることが出来る。

第9条 入会金

1. 会員は倶楽部に入会金を納入しなければならない。（特別会員を除く）
2. 入会金の金額は代表会員のみ金15,000円とする。
3. 既納の入会金は返納しない。

第10条 会員資格の譲渡、相続、継続、交替

会員の資格は次の場合の外、他に譲渡等できない。

1. 会員が所有する艇を変更し、引き続き第5条に定める会員の資格を有する場合。
2. 共同オーナーの代表者を変更した場

第11条 会員の変更等

- 3 -

前条より会員名・連絡先・艇種・艇名その他を変更する場合は、所定の書式により届けて役員会の承認を得なければならない。

第12条 退会

会員が倶楽部を退会する場合は、所定の様式により役員会に届けなければならない。

ただし、会員艇が諸般の都合により一時退会し、引き続きYBMと契約している場合は休会扱いとし、再入会の際は入会金を免除する。

第13条 会員資格の喪失

会員が次の各号の1つに該当する場合は、その資格を失う。

1. 退会
2. 所有艇の譲渡等。
3. 会費の納入が理由なく1年以上ない者。

第14条 会費

1. 代表会員の年会費は金15,000円、クールー（一般）会員の年会費は金5,000円する。
2. 3月1日在籍の会員は当年の3月末日までに総会で定める年会費を納入しなければならない。（特別会員は除く）
3. 既納の会費は返納しない。

第15条 役員及び役員会

倶楽部に次の役員を置く

1. 顧問 若干名
2. 会長 1名
3. 副会長 若干名
4. 総務委員長 1名 副委員長1名
5. 会計委員長 1名
6. レース委員長 1名 副委員長1名
7. レーティング委員長 1名
8. 広報委員長 1名 副委員長1名
9. 安全委員長 1名
10. 厚生委員長 1名 副委員長1名
11. 監事 1名

- 4 -

第16条 役員の選任

役員の選出は、会員の互選により選任され、総会の承認を得るものとする。

第17条 役員の任期

役員の任期は、1期2年間とする。ただし、再任を妨げないが、原則として同一役員の任期は、2期までとする。

辞任又は死亡等により役員に欠員が生じた場合、役員会において選任する。ただし、選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第18条 役員会

1. 役員会は、役員をもって構成する。
2. 役員会は、この会則に規定する会務を行う。
3. 役員会は、会長が招集する。
4. 役員会は、役員総数の2/3以上の役員が出席しなければ議決することはできない。
5. 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって議決する。

第19条 会長、副会長の役割

1. 会長は、倶楽部を代表して会務を執行する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事情が生じた場合は、会長を代行する。

第20条 総務委員長の役割

次に関する会務を行う。

1. 会員の入退会。
2. 講習会等の開催。
3. YBMとの連絡調整。
4. 関係機関、漁協等との調整。
5. その他、会の運営に必要な事項。

第21条 会計委員長の役割

次に関する会務を行う。

1. 入会金、会費の受け取り。
2. 資産の管理。
3. 予算（案）の作成、役員会、総会への提出。
4. 決算報告の作成、役員会、総会への提出。
5. その他、会の運営に必要な事項。

- 5 -

第22条 レース委員長の役割

次に関する会務を行う。

1. クラブレースの開催。
2. 他のヨットクラブ等が主催するヨットレースへの協力。
3. JSAF・外洋東京湾との連絡、調整。
4. その他、会の運営に必要な事項。

第23条 レーティング委員長の役割

次に関する会務を行う。

1. レーティグの計測、決定
2. YBM主催レースの実行委員会と連携する。
3. その他、会の運営に必要な事項。

第24条 広報委員長の役割

次に関する会務を行う。

1. 倶楽部内外への広報。
2. その他、会の運営に必要な事項。

第25条 安全委員長の役割

次に関する会務を行う。

1. 安全資料の収集、配布、講習会の実施等による安全指導。
2. 安全点検。
3. 会員艇の事故の調査、報告及び事故処理に関するオーナーへの助言等。
4. その他、会の運営に必要な事項。

第26条 厚生委員長の役

次に関する会務を行う。

1. 会員相互の親睦に関する事項
2. 他クラブとの交流に関する事項。
3. その他、会の運営に必要な事項。

- 8 -

第27条 監事の役割

監事は、倶楽部の資産の状況、決算を監査し、役員会及び総会に報告する。

- 6 -

第28条 構成

総会は会員（特別会員を除く）をもって構成する。

第29条 機能

総会は、この会則に規定するもののほか次の事項を審議する。

1. 前年度の決算及び活動の承認に関する事項。
2. 新年度の予算及び活動計画の決定に関する事項。

3. 倶楽部の運営に関する事項。

第30条 召集

1. 総会は会長が招集する。
2. 定時総会は、毎年1回、5月に開催する。
3. 臨時総会は、役員会が必要と認めた時、または会員の1/3以上の者から請求があった時に開催する。

第31条 定足数

総会は、会員の1/2以上が出席しなければ開会及び議決する事が出来ない。

第32条 議長

総会の議長は会長とする。

第33条 決議

総会の議事は、第37条(会則の変更)の場合を除き出席会員の過半数をもって決する。

第34条 委任

会員は、他の会員を代理人として委任状により総会に出席する事が出来る。

第3章 資産及び会計

第35条 資産

1. 倶楽部の資産は、次の収入をもって構成する。
(1) 入会金 (2) 会費 (3) 寄付金 (4) その他
2. 資産は、役員会の議決によって定める方法により会計委員長が管理する。

第36条 予算

-7-

1. 予算(案)は、各役員から申請に基づき会計委員長が作成し役員会が決定する。
2. 会長は、定時総会で上記予算(案)を提案し承認を得なければ成らない。
3. 会計年度は、4月1日から3月末日までとする。

第37条 決算

決算は、定時総会までに会計委員長が作成し、監事の監査並びに役員会の承認を経て定時総会にて承認を得なければ成らない。

第4章 補則

第38条 委任

この会則に定めない事項については役員会で決定するものとする。

第39条 会則の変更

この会則を変更しようとする時は、役員会において役員総数の2/3以上の同意を得た後に、総会において出席会員の2/3以上の同意を得なければならない。

第40条 レースエントリーフィー

クラブレースのエントリーフィーは以下の通りとする。

YBYCクラブ会員艇	2,000円
友好クラブ会員艇	2,000円
ビジター艇	4,000円

付則

この会則は、2005年7月10日から施行する。

2008年5月25日一部改訂

2009年4月26日一部改訂

2010年5月16日一部改訂

2011年5月16日一部改訂

2017年4月1日一部改訂